

「篠田重晃障がい者大学進学助成基金」奨学生募集要項

公益財団法人 大阪コミュニティ財団

1. 応募資格（給付の対象者）

- (1) 福岡県内及び京都府内の国・公立高等学校（定時制、通信制を含む）または特別支援学校を2026年（令和8年）3月に卒業予定で、同年4月に大学等※に進学を希望する者
- (2) 向学心が強く、成績、人柄ともに優秀な者
- (3) 障害者手帳（「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれか。級は問わない）を有している者
- (4) 在学高等学校長の推薦を受けることができる者
- (5) 国籍は問わない

※大学（4年制に限定しない）、短期大学、短期大学部を指します。但し、防衛大学校等の大学校や外国大学の日本校は含みません。

2. 採用予定人数

原則として毎年、福岡県内の高校生と京都府内の高校生、合わせて8名。

3. 奨学金の支給期間及び金額

- (1) 支給期間 大学に入学した月から卒業した月までとし、4年制大学は4年間、短期大学は2年間、6年制大学（学部）の場合6年間を限度とし、留年による期間延長は認めません。
但し、休学等の場合、その期間は支給しません。
- (2) 金額 月額4万円、年間480,000円を2回に分けて支給します。
(返済不要)

4. 応募書類

- (1) 「篠田重晃障がい者大学進学助成基金」奨学生願書
- (2) 学校長の奨学生推薦書
- (3) 成績証明書（2年次のもの）
- (4) 障がい者手帳のコピー
- (5) 保護者の所得証明書等保護者の収入を証明する書類（令和7年度所得証明書）
役所等の市税課で受けられます。生活保護受給者の方は福祉事務所で発行の証明書で可。
願書の年間所得欄には、給与等の収入金額ではなく、総所得金額を記入して下さい。
- (6) 小論文（テーマ：「大学進学を希望する理由」800字程度）
※上記(1)(2)及び(6)のフォーマットは、当財団のホームページからダウンロードしてください。<https://www.osaka-community.or.jp/shogaku/>

・・・裏面に続く・・・

5. 応募書類の提出方法及び提出期限

- (1) 上記応募書類は、各高等学校から当財団事務局へ送付してください。個人からの直接申し込みは受け付けません。
- (2) 各学校からの推薦者は1名とします。
- (3) 応募書類の締め切りは、2025年11月25日(火)当日の消印有効とします。

6. 決定方法

当財団の選考委員会にて、本人の向学心、成績、経済状況等を総合的に勘案して選考し、2026年3月の当財団理事会において正式決定します。

なお、採否に関するお問い合わせには応じられません。

7. 選考結果通知及び奨学金の支給

- (1) 当財団事務局から、2026年3月中旬までに推薦校の校長を通じて選考結果を通知します。(内定)
- (2) 決定は、内定者が願書に記載の第3志望までの大学のいずれかに入学し、合格証明書(または在学証明書)を2026年4月3日までに当財団に提出した時とします。(志望大学に進学できなかった場合は資格を失います。ただし、その場合は翌年度に限り再度応募することを可能とします。)
なお、願書提出後に志望校を変更した場合は、2026年1月末までに当財団事務局に必ず連絡してください。
- (3) 奨学金は、原則として、毎年4月、10月の下旬に各240,000円を奨学生指定の口座へ振り込みます。

8. 奨学金給付の停止および返還

奨学金給付決定後に退学、休学、学業成績・性行の不良等が判明した場合は、当財団の判断により、その返還を求める場合があります。

9. 奨学生の義務

- (1) 1学年終了後、毎年4月8日までに成績表を提出してください。
- (2) 年2回、当財団から依頼する生活状況等に関するレポートを作成し、提出してください。
- (3) その他、事務局からの依頼事項等については、速やかに対応してください。

10. その他

提出された個人情報、奨学生の選考およびそれに関連する連絡の場合のみに利用します。

以上